

2021年4月10日

お取引監理団体様 各位

株式会社きぼう国際外語学院  
日本語教育事業部

### 外国人実習生の「転入届」から「住居地届」の手続き変更について(重要)

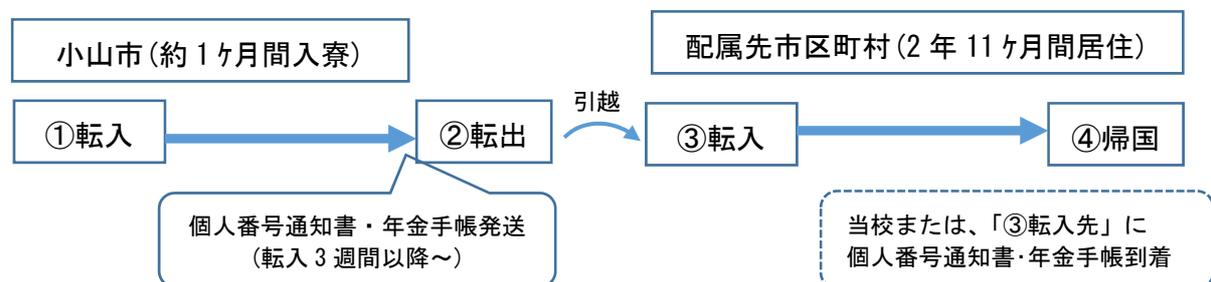
貴団体におかれましては、ますますご清栄のことと心よりお慶び申し上げます。  
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さてこの度、当校が所在する栃木県小山市に届出ている実習生の「転入届(住民基本台帳登録)」を「住居地届(出入国管理庁届出)」に手続きを変更する旨の要請が小山市より通知されました。  
(令和3年5月より運用開始予定)

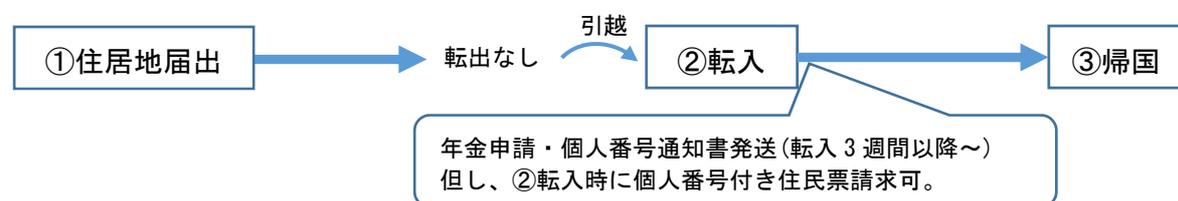
これに従い、当校で今まで行っていた転入・転出届と国民年金加入・免除申請は取止めにして、実習生の退寮配属後に実習実施先(受入企業様手配の宿舍等)の市区町村で行うこととなります。

新しく住居地届に手続き移行するにあたり、何卒ご理解賜りたくここにお知らせ申し上げます。  
なお、ご不明な点があれば、当校業務管理課藤井(0285-28-5299)までご一報くださいませ。

#### 従来の手続き(住民登録)



#### これからの手続き(住居地届) ※2021年5月運用開始予定



#### (補足ご説明)

- ・従来の転入届は、行政窓口で住民基本台帳登録と出入国管理庁届出が同時に行われていた。
- ・住民基本台帳法での”住所”とは生活の本拠地であり、1年以上の継続した居住が目安であることから、より順法な運用となる。(近隣では東京都大田区・春日部市・横浜市の一部で実施済)
- ・「転入」「転出」「転入」の3回手続きから、「住居地届出」「転入」の2回に行政手続き簡素化。
- ・在留カード裏面に住所(出入国管理庁届出)記載あり。(従来通り)
- ・個人番号通知書と年金手帳を受け取る前に、当校宿舍より転出して発送先一時不明事案解消。
- ・小山市の住民票は発行請求不能。よって、国民年金の加入手続きは配属後の管轄市町村で申請。